

# 会議公開報告書

平成22年8月24日

情報公開推進室長 様

環境管理課長

下記のとおり、会議が公開されたので、市原市附属機関等の会議の公開に関する要領第7の1の規定により本報告書を送付します。

記

会議の名称	市原市環境審議会（平成22年度第1回）		
議題	・「(仮称) 環境の保全に関する協定」に係る基本方針（素案）及び「(仮称) 環境の保全に関する細目協定」に係る基本方針（素案）について（審議）		
会議開催日	平成22年8月4日	次回開催予定	未定
傍聴者の定員	10人	傍聴者数	1人
公開の区分	公開 ・ 一部公開		

※ 一部公開とした場合は次の欄にも記入してください。

市原市情報公開条例施行規則 第14条第1項各号の別	具体的な理由
ア 第1号	
イ 第2号（条例第7条各号）	
(1) 法令秘情報 (2) 個人に関する情報 (3) 法人等に関する情報 (4) 公共の安全等に関する情報 (5) 審議、検討又は協議に関する情報 (6) 事務又は事業に関する情報	
ウ 第3号	

注

- 1 該当する理由ア～ウを○で囲んでください。
- 2 イを○で囲んだ場合には、該当する不開示情報(1)～(6)を○で囲んでください。

(問合先) 所管課等：環境部環境管理課

電話：0436-23-9867

## 平成 22 年度第 1 回市原市環境審議会議事録

- 1 日 時：平成 22 年 8 月 4 日（水）午後 1 時 30 分～午後 2 時 50 分
- 2 場 所：市原市役所 議会棟第 4 委員会室
- 3 出席者：内山委員、田中委員、羽鳥委員、妻川委員、牟田委員、在原委員、守屋委員、高橋委員、高梨委員、小野委員、小池委員、鈴木（輝）委員、鈴木（優）委員、泉水委員  
計 14 人
- 4 欠席者：加藤委員、島野委員、土田委員、犬伏委員、小賀野委員、堀田委員  
計 6 人
- 5 議 題：「（仮称）環境の保全に関する協定」に係る基本方針（素案）及び「（仮称）環境の保全に関する細目協定」に係る基本方針（素案）について（審議）

### 6 内 容

- 司 会：平成 22 年度第 1 回市原市環境審議会を開催いたします。  
会議に先立ちまして、資料の確認をいたします。  
（資料確認）  
なお、本日 6 名の委員が欠席でございます。
- 司 会：それでは、佐久間市長からごあいさつ申し上げます。
- 市 長：あいさつ（省略）
- 司 会：つづきまして、今回委員が改選となりましたので、会長及び副会長の選出をいたします。会長及び副会長は、市原市環境審議会規則第 4 条の規定により、委員の互選によることとなっております。  
初めに会長の選出についてお諮りいたします。
- 委 員 A：泉水委員を推薦いたします。
- 司 会：ただいま、泉水委員という意見がございましたが、いかがでしょうか。  
～各委員賛成～
- 司 会：それでは、泉水委員に会長をお願いすることに決定します。  
続きまして、副会長の選出についてお諮りいたします。
- 委 員 A：会長のご意見を聞いてはいかがでしょうか。
- 泉水 会長：小野委員にお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

～各委員賛成～

司 会：それでは、小野委員に副会長をお願いすることに決定します。  
ここで、泉水会長に就任のごあいさつをお願いいたします。

泉水 会長：あいさつ（省略）

司 会：ありがとうございました。

本審議会は、市原市情報公開条例等に基づき、原則公開となっております。  
本日1名の傍聴希望者が外で待機しておりますので、傍聴者を入室させていただきます。

～傍聴者入室～

司 会：傍聴者をお願いします。お配りした傍聴要領を守り、係の指示に従って下さい。これに違反した場合は退席いただくことがありますので、ご注意願います。

司 会：それでは、佐久間市長から審議会へ諮問書をお渡しいたします。

市長：諮問（省略）

司 会：ここで、佐久間市長は、公務のため退席させていただきます。

※佐久間市長退出

司 会：続きまして、議事に入ります。

市原市環境審議会の議長は、「市原市環境審議会規則」第5条により会長が務めることとなっております。泉水会長、お願いいたします。

議長：それでは、規則により議長を務めさせていただきます。

はじめに、本日の出席委員は、総委員数20名のうち14名の出席をいただいております。よって、「市原市環境審議会規則」第5条の2の規定により、本日の会議は成立しております。

次に、議事録署名人でございますが、本日の議事録署名人は、高橋委員、鈴木（輝）委員をお願いします。

（両委員了承）

議長：続きまして、先ほど諮問を受けました「（仮称）環境の保全に関する協定」に係る基本方針（素案）及び「（仮称）環境の保全に関する細目協定」に係る基本方針（素案）について審議いたします。

それでは、事務局から本件について概要説明をお願いします。

事務局：説明（省略）

議長：それでは、ただいまより審議に入ります。ご質問、ご意見がありましたらお願いします。

委員 B：確認をさせて欲しいのですが、説明にあった「基本協定」とは資料の「公害の防止に関する協定」のことを指しているのでしょうか。

事務局：その通りです。「細目協定」に対して「基本協定」と呼んでいます。

委員 A：資料に、何か問題が起きた場合は市に報告することとなっていますが、これまでも協定を締結していたなかで、問題があったのかを報告いただきたい。

事務局：これといった大きな問題はありませんでしたが、平成 20 年度と平成 21 年度に 1 件ずつ悪臭の苦情があり、担当者が指導を行いました。

委員 C：当初、公害の防止ということで協定を締結しており、今回は地球環境の保全も目的に取り入れるとのこと、住民としては歓迎すべきことだと思うのですが、このような協定を締結することにより、企業にメリットがあるのでしょうか。協定ということで両者合意のもと締結すると思いますが、この点について教えていただきたい。

また、細目協定の改定の期間というのが 5 年間というのは、近年の環境の状況を見ますと長いと思いますが、どうお考えでしょうか。

事務局：最初に協定締結による企業のメリットについてですが、企業との話し合いのなかで、省資源・省エネルギーが今後は大事になってくるとのお互いの理解ができています。また、企業自らが自然エネルギーを取り込むなど環境配慮を実施している工場であることを積極的に公表することで、意味があると考えています。

次に、細目協定の改定の期間についてですが、関係法令より厳しい基準値で協定を締結して 5 年のスパンで改定してきたなかで、水質・大気ともに安定した環境を維持できており、5 年のスパンは適当であると考えています。また、工場で施設の新設等がある場合は市と事前協議を実施して対応しています。

委員 C：近隣市においても同様の協定を締結しているのですか。

事務局：近隣市も含めた臨海部企業につきましては、県、各市、企業の三者で締結している三者協定により、主に対応しています。本市の場合は内陸部にも工場がありますので、二者協定で補完している形です。内容としましても、今回ご提示しました基本方針素案は、昨年改定し今年から運用している三者協定と同じ考えのもとに作成したものとなっています。

委員 D：協定の目的を地球環境まで拡大することですが、内容的に公害防止のレベルにとどまっているように思います。地球温暖化についての言及はありますが、現在、生物多様性に対して企業が何ができるかが問題となっていますので、生物多様性についても触れるべきと考えます。

次に、市原港や養老川河口で有機フッ素化合物が大変高い濃度で出て、東京湾の汚染源になっていると公表されています。これらの原因やどこから出ているかはまだ特定できていないとのことですが、今回の改定でこのような物質を取り扱っている企業に対して改善が可能なのか心配です。

事務局：生物多様性につきまして表記はございませんが、協定の目的として「健康で

恵み豊かな環境を維持し」と掲げており、ご指摘の点も含んでいるものと考えております。具体的には、今後、企業に地球環境保全に関する計画書を提出していただくなかで、盛り込んでいくことになると考えています。

次に養老川河口の有機フッ素化合物濃度についてですが、二者協定の締結工場にフッ素関係の工場はありませんが、三者協定の締結工場にはいくつか取り扱っている工場があり、協定により規制をしているところです。私どもとしましては、養老川河口のフッ素イオンについて調査していますが、有機フッ素化合物については調査していないのが現状です。

委員 B：ご提示いただいた基本方針素案についてですが、文章の主語がない部分があり、一般の人が見た場合にわかりづらい文章になっています。

また、先ほど委員Cからの話にもありましたが、協定の作成に際して、県や他市と協議をしたり、揃えたりしているのでしょうか。例えば、基本方針素案の「1 基本的な考え方（1）協定の目標」ですが、何を言いたいかわからない文章です。県や他市と揃えたいうでのものであれば仕方ないですが、そうでないのであれば、県や他市のものと比較したうえで検討してはいかがでしょうか。

最後に、環境について大きなものは温暖化と生物多様性だと思います。生物多様性については、協定とは法基盤が違うものとなっています。協定に生物多様性を入れ込むのであれば、法律を引っ張ってこなければ具体的なことが謳えないのではないのでしょうか。大きな「地球環境」というイメージだけが協定に掲げられて、具体的なものが何もないというギャップができると思います。

以上ですが、これらのことについて特に事務局の回答は求めません。

議長：他に意見等はございませんか。

これまで出た意見としまして、素案の文章に主語がない部分があり、協定の文章としてはどうかということ、改定期間が5年というのは生物の生態系への影響等も考えると長いので考慮が必要ではないかということ、協定そのものが、利潤を追求する企業の理念と相反する内容であるため、うまくいっているのかということが指摘されました。

議長：それでは、他に意見もございませんようですので、採決をいたします。

議題「(仮称) 環境の保全に関する協定」に係る基本方針(素案)及び「(仮称) 環境の保全に関する細目協定」に係る基本方針(素案)について妥当なものとして認めることに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

議長：賛成多数ですので、本件につきましては、妥当なものとしします。それでは、答申書の作成につきましては、いかがいたしましょうか。

委員 A：会長に一任でよろしいかと思います。

議 長：それでは、答申書案を作成させていただきまして皆様にお配りしたいと思います。また、この後、何か意見がございましたら事務局までお知らせください。答申書案に反映したいと思います。

～各委員同意～

議 長：これをもちまして、本日の審議会の議事を終了いたします。それでは、司会者へ進行をお返しします。ご審議ありがとうございました。

司 会：ありがとうございました。

以上をもちまして、本日の審議会を終了いたします。

事務連絡をさせていただきます。

答申書につきましては、先ほどご審議いただきました意見を反映させた答申書案の作成後、委員の皆様へ送付いたします。なお、この後にご意見がある場合は、事務局に8月9日までにご連絡願います。

以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

どうもありがとうございました。

閉会